参考資料３

掲載日：2015年6月1日

附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、附属機関及び懇話会・協議会等の適正な設置と円滑な運営に関し、必要な事項を定めるとともに、神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号。以下「情報公開条例」という。）に規定する附属機関の会議の公開並びに附属機関の会議の資料、報告書及び議事録の公表に関する具体的な手続等を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定により、調停、審査、諮問又は調査を目的として、附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第５号）に基づき設置するもの及び法律により設置が義務付けられ設置するものをいう。

２　この要綱において「懇話会・協議会等」とは、有識者等の意見を聴取し、又は、有識者等との意見交換を行い、その結果を県行政に反映させることを主な目的として、法律又は条例の規定に基づかず、要綱等により設置するものをいう。

（附属機関の設置）

第３条　附属機関の設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1)　附属機関の所掌事務は、設置目的を踏まえて広い視野からの審議等ができるよう適切な範囲のものとする。

(2)　附属機関の委員（以下「委員」という。）の数は、20人以内とする。ただし、委員の数が法律又はこれに基づく命令（以下「法令」という。）に定めがあるなど特別の事情があると認められる場合には、この限りでない。

（附属機関の委員の任命）

第４条　委員の任命は、設置目的に応じて、県民の幅広い意見及び専門的視点からの意見の反映並びに公正性の確保等を図るため、次の事項に留意するものとする。

(1)　附属機関の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層の中から適切な人材を選任するものとする。

(2)　女性の登用については、「審議会等の委員への男女共同参画推進要綱」に、外国籍県民の登用については、「外国籍県民の懇話会委員等への登用促進指針」に、障害当事者等の登用については、「審議会等への障害当事者等の参画促進要綱」によるものとする。

(3)　審議等の項目が市町村に関連するものにあっては、市町村職員（首長を含む。)を委員に任命するよう努めるものとする。

(4)　委員には、県職員及び県職員であった者を任命しないものとする。ただし、法令又は条例等（規則、告示を含む。）に定めがあるなど特別の事情があると認められる場合は、この限りではない。

(5)　委員を再任する場合は、その在任期間が引き続き10年を超えないこととする。

(6)　複数の附属機関において同一人を重複して委員に任命しようとする場合は、４機関までとする。

(7)　県民参加の促進や新しい人材の活用の観点から、必要に応じて委員の公募に努めることとする。

２　前項第５号及び第６号の規定は、委員に任命しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には適用しないものとする。

(1)　市町村の首長、県議会議員、当該附属機関の所掌事務に密接な関連を有する団体を代表する者又はこれらに準ずると認められる者である場合。

(2)　専門的な知識、経験等を有する者が他に得られないなど特別な事情があると認められる場合。

（附属機関の運営）

第５条　附属機関の運営に当たっては、効果的、効率的に行い、次の事項に留意するものとする。

(1)　会議の開催は、必要最小限にとどめる。

(2)　会議の資料は、原則として、開催前に配付する。

(3)　審議経過等が明確となるよう議事録を作成する。

なお、議事録の形式は、発言者氏名と発言の全内容を記載する議事録と、発言者氏名の省略又は発言内容の要約を行う議事録若しくはその両方を行う議事録について、当該附属機関の決定により選択するものとする。

（会議の非公開の決定）

第６条　附属機関による会議の非公開の決定は、附属機関の長が当該会議に諮って行うものとする。

２　附属機関は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

（公開の方法等）

第７条　附属機関の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

２　附属機関は、会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定めるとともに、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

３　附属機関は、会議の傍聴者に会議資料を提供するものとする。ただし、資料が貴重、高額、大量であるなどの理由により、会議資料を提供できない場合については、審議事項がわかる資料の提供に代えることもできるものとする。

４　附属機関は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項を記載した傍聴要領を定めるものとする。

（会議開催の周知）

第８条　附属機関の庶務を担当する室課所の長（以下、「所管室課所長」という。）は、会議が開催される日の１週間前までに、「審議会等の会議開催予定」（様式１）を県のホームページに掲載するものとする。また、他の適切な方法により県民及び報道機関に対する周知に努めるものとする。ただし、年度を通じて会議を非公開とすることを決定した場合のほか、会議を緊急に開催する必要が生じたとき等やむを得ない場合はこの限りでない。

（審議結果等の公開）

第９条　所管室課所長は、会議の公開、非公開にかかわらず、会議の終了後、翌日（閉庁日の場合はその次の日）までに「審議（会議）速報」（様式２）を、３週間を目途に「審議（会議）結果」（様式３）を県のホームページに掲載するものとする。

２　前項の「審議（会議）結果」（様式３）には、第５条に規定する議事録を掲載することとする。ただし、会議が非公開とされた場合において、議事録を掲載することにより公正又は円滑な会議の運営に支障があると判断される場合は、議事録に代えて「審議（会議）速報」（様式２）に掲載した「会議の議題及び結果」に準じた議事の概要（以下「議事概要」という。）を掲載することができるものとする。議事概要を掲載する場合は、「審議（会議）結果」（様式３）にその理由を明示するものとする。

３　所管室課所長は、会議が公開とされた場合には、会議の資料を、「審議（会議）結果」（様式３）と併せて、県のホームページに掲載するものとする。ただし、資料の掲載が困難であると認められる場合は、所管室課所において資料を保管し、県民等の求めに応じて閲覧させることより対応することとする。

４　所管室課所長は、附属機関から、審議等の内容を取りまとめた報告書等が提出された場合は、県のホームページに掲載するものとする。

５　「審議（会議）速報」（様式２）、「審議（会議）結果」（様式３）、会議資料及び報告書等の公表期間は、会議を行った日が属する年度及びその翌年度とする。

６　所管室課所長は、附属機関を設置した場合には、名称、設置根拠及び所掌事務等を説明する資料として、速やかに「附属機関の概要」（様式４）を県のホームページに掲載するものとする。

７　前項で掲載した内容に変更があった場合は、速やかに内容を修正するものとする。

８　各様式、会議資料及び報告書等の公表に当たっては、情報公開条例第５条各号に該当する事項の取扱いに十分留意するものとする。また、委員の個人情報（氏名、職業、地位、会議の出欠、会長等の別等）を県のホームページ等で提供する場合は、方法及び内容について、事前に本人の了承を得るものとする。

（附属機関の設置等の見直し）

第10条　既に設置されている附属機関で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。

(1)　所期の目的を達したもの

(2)　社会経済情勢の変化等により著しく必要性が低下してきたもの

(3)　活動が著しく不活発なもの

(4)　他の行政手段等で対応可能なもの

(5)　設置目的、所掌事務及び委員が他の附属機関と類似又は重複しているもの

(6)　行政の総合性、効率性の確保の見地から統合が望ましいもの

2　法律により設置が義務付けられている附属機関であって、前項各号のいずれかに該当するものについては、国に対しその改善を要請するものとする。

（懇話会・協議会等の設置）

第11条　懇話会・協議会等の設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1)　懇話会・協議会等の適切な運営を図るため、要綱等において、設置目的、意見聴取等を行う事項及び設置期間並びに構成員の数、選任区分及び選任期間を明らかにするものとする。

(2)　懇話会・協議会等の構成員（以下「構成員」という。）の数は、15人以内とする。ただし、幅広く各界の意見を求める必要があるなど特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

(3)　懇話会・協議会等は、有識者等の意見聴取又は有識者等との意見交換の場であることから、要綱等の策定に当たっては、懇話会・協議会等の名称として、「審議会」、「審査会」及び「調査会」等の表現を用いないものとする。また、設置目的等には、「審議」、「諮問」、「答申」及び「建議」等の表現を用いないものとする。

（懇話会・協議会等の会議の公開）

第12条　懇話会・協議会等の会議の公開は、情報公開条例第25条の規定を準用するものとする。

（懇話会・協議会等の構成員の選任等）

第13条　構成員の選任及び運営等に当たっては、第４条（第１項第７号を除く。）から第９条までの規定を準用するものとする。この場合において、第９条第６項中「「附属機関の概要」（様式４）」とあるのは、「「懇話会・協議会等の概要」（様式５）」と読み替えるものとする。

2　構成員の選任に当たっては、原則としてその一部を公募するものとする。

3　構成員の公募に当たっては、公募を行う趣旨を踏まえ、第４条第１項第５号及び第６号並びに同条第２項の規定を準用せず、次の事項に留意するものとする。

(1)　県議会議員並びに他の附属機関の委員及び懇話会・協議会等の構成員である者については、選任しないものとする。

(2)　当該懇話会・協議会等において公募により選任された構成員の再任は、認めないものとする。ただし、案件により引き続き同一の構成員から意見聴取等を行う必要がある場合、公募を行ったが適任者を選任できなかった場合等、懇話会・協議会等の運営上やむを得ない場合を除くものとする。

4　特別職の地方公務員である委員との区別の明確化を図るため、構成員の選任に当たっては、「委嘱」及び「任命」等の公務員の身分を付与する表現を用いないものとする。

5　懇話会・協議会等は、有識者等の意見聴取又は、有識者等との意見交換の場であることから、懇話会・協議会等の運営に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1)　構成員に意見を求める場合は、「審議」及び「諮問」等の表現を用いないものとする。

(2)　構成員から聴取した意見を取りまとめた結果については、「答申」及び「建議」等の表現を用いないものとする。

6　懇話会・協議会等の見直しに当たっては、第10条第１項を準用するものとする。

（全庁的調整）

第14条　人事課長は、附属機関の設置及び運営に関し、また、行政管理課長は、懇話会・協議会等の設置及び運営に関し、次の事項の全庁的な調整を行うものとする。

(1)　設置、廃止及び統合に関すること。

(2)　委員の任命又は構成員の選任に関すること。

2　各局総務室長等は、前項各号に規定する事項について、局内の調整を行うものとする。

3　所管室課所長は、委員の任命に当たり、第３条第２号ただし書並びに第４条第１項第４号ただし書及び第２項第２号に該当する場合には、総務室長等を通じて、人事課長に事前相談を行うとともに、任命するときは、総務室長等及び人事課長に回議するものとする。

4　所管室課所長は、構成員の選任に当たり、第13条第１項において準用する第４条第１項第４号ただし書に該当する場合には、総務室長等を通じて、行政管理課長に事前相談を行うものとする。

5　各局総務室長等は、行政管理課長が別に依頼するところにより、毎年４月１日現在の附属機関及び懇話会・協議会等の設置及び運営の状況並びに委員及び構成員の状況について、報告するものとする。

附　則

（施行期日）
1　この要綱は、平成７年９月５日から施行する。

（通知の廃止）
2　この要綱の施行に伴い、昭和58年２月４日付け行第７号総務部長通知については、これを廃止する。

（経過措置）
3　第４条の適用については（第８条において準用する場合を含む。）、附属機関及び懇話会・協議会等の委員・構成員の次期改選期から適用するものとする。

附　則

（施行期日）
この要綱は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）
この要綱は、平成11年６月１日から施行する。

附　則

（施行期日）
この要綱は、平成14年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）
1　この要綱は、平成17年９月１日から施行する。
2　この要綱の施行に伴い、「附属機関の会議等の公開に関する指針」は、廃止する。

附　則

（施行期日）
この要綱は、平成19年６月15日から施行する。

附　則

（施行期日）
1　この要綱は、平成19年11月１日から施行する。

（経過措置）
2　第13条第２項の適用については、構成員の次期改選期から適用するものとする。

附　則

（施行期日）
この要綱は、平成20年12月３日から施行する。

附　則

この要綱は、平成21年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成22年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　第４条第１項第４号（第13条第１項において準用する場合を含む。）の県職員であった者への適用並びに第14条第３項及び第４項の規定については、委員及び構成員の次期改選期から適用するものとする。

３　第13条第３項第１号の規定については、構成員の次期改選期から適用するものとする。

附　則

この要綱は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成24年５月16日から施行する。

附　則

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成25年４月25日から施行する。

附　則

この要綱は、平成27年６月１日から施行する。

このページに関するお問い合わせ先

総務局 組織人材部 行政管理課
総務局 組織人材部 行政管理課へのお問い合わせフォーム
団体調整グループ
電話 045-210-2217
ファクシミリ 045-210-8804

神奈川県

このページの所管所属は 総務局 組織人材部 行政管理課 です。

関連リンク

スマート県庁大作戦の取組み	第三セクター等の見直し、経営改善
指定管理者制度	県主導第三セクター一覧
民間活力の活用に関する提案制度	指定管理者制度を導入している施設

掲載日：2015年6月1日

附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱の運用

平成７年９月５日行第10号総務部長通知
平成７年11月７日改正
平成９年３月７日改正
平成９年４月１日改正
平成11年６月１日改正
平成12年４月１日改正
平成14年４月１日改正
平成17年９月１日改正
平成19年11月１日改正
平成20年12月３日改正
平成21年４月１日改正
平成22年４月１日改正
平成22年６月１日改正
平成24年５月16日改正
平成25年４月25日改正
平成27年６月１日改正

第２条（定義）関係

本条第２項の規定は、要綱等により設置する懇話会・協議会等のうち、有識者等の意見を聴取し、又は、有識者等との意見交換を行い、その結果を県行政に反映させることを主な目的としているものについて、本要綱を適用することとしたものであり、次に掲げる懇話会・協議会等については適用を除外するものとする。

(1) 関係行政機関の職員のみを構成員としたもの
(2) 関係団体間の調整・啓発等を目的としたもの
(3) 連絡調整を目的としたもの
(4) 意見聴取等を行う内容が専門技術的な事項に限られるもの
(5) 表彰等の審査を目的としたもの

なお、以上のような懇話会・協議会等についても、その設置及び運営に当たっては、本要綱の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

第３条（附属機関の設置）関係

１　設置に当たっては、本条で規定している留意点のほか、次の点について考慮するものとする。

(1) 審議等の事項について、答申・建議等を求めるものであること。

したがって、公聴会等の活用、関係団体の意見の聴取、専門職員の育成等で対応できるものについては、それらの方法で対応すること。

(2) 他に類似した審議等の事項を所掌する附属機関が存在しないこと。

２　所掌事務を広範囲なものとすることにより柔軟、迅速に対応するとともに、必要に応じて部会や分科会を設置するなど、弾力的かつ機動的な運営を図るものとする。

３　本条第２号の規定は、円滑で効果的な運営を行うため委員数の上限を示したものであるので、定数の定めにかかわらず、現に任命する委員の数は20人以内とするなど、附属機関の設置目的や性格等を考慮し、必要最小限の人員とする。

第４条（附属機関の委員の任命）関係

１　附属機関の委員の任命については、法令又は条例等（規則、告示を含む。）である程度の規定がなされているが、個々の任命は職指定の場合を除き執行機関の裁量に委ねられている場合が多いことから、適切な選任が行われるよう、一般的な基準を明示することとした。

２　本条第１項第４号の規定は、附属機関の第三者機関としての性格を踏まえ、県職員及び県職員であった者の原則除外を規定した。「特別の事情があると認められる場合」とは、法令又は条例等に定めがある場合のほか、団体からの意見聴取が必要な場合において、県職員であった者が、団体を代表できる者として当該団体から推薦された場合等を想定している。

なお、県職員であった者に関するデータは、人事課へ問い合わせるものとする。

３　本条第１項第５号の規定は、各界各層からの幅広い意見を反映するため、在任期間を制限することとした。

なお、在任期間の規定にかかわらず、できるだけ再任を重ねないことが望ましい。

４　本条第１項第６号の規定は、各界各層からの幅広い意見を反映するため、同一人による委員の兼職を４機関までに制限する

こととした。

なお、委員の兼職に関するデータは、人事課（懇話会・協議会等の構成員については行政管理課）へ問い合わせるものとする。

5　本条第１項第７号の規定は、第13条第２項により、懇話会・協議会等に関しては、原則として構成員の一部を公募により選任することとしており、同条の運用で公募に当たっての考え方等を示しているので、参考にされたい。

6　本条第２項第１号の規定は、市町村の首長、県議会議員等の公選職等（市町村の副市町村長、市町村議会議員等を含む。）及び団体を代表する者については、在任期間、兼職の制限規定を適用しないこととした。

なお、「団体を代表する者」に準ずると認められる者とは、団体の代表者に限らず、副代表、理事等広く解するものである。

第５条（附属機関の運営）関係

1　会議の運営に当たって、委員の代理出席は、原則として適当ではない。ただし、当該附属機関において、次の要件を整えた上で代理出席を認めることはできるものとする。

(1)　委員の委嘱に当たり、特定の団体に、その意思を代表できる者を委員として推薦依頼し、その推薦に基づき委員を選定しており、代理出席する者も当該団体に属していること。

(2)　代理出席を予定する会議の議題及び検討内容が事前に通知されており、代理出席する者が、当該会議において、それに対する当該団体の意思を表明できること。

(3)　委員の代理出席を認める場合は、会議の成立や議決の有効性について疑義が生じないよう、定足数や代理者の議決権について事前に明確になっていること。

2　本条第３号に規定する発言者氏名と発言の全内容を記載する議事録を作成する際に、次の各号のいずれかに該当する場合は、発言内容の一部を省略することができるものとする。

(1)　複数委員が同時に発言するなどのため発言の記録が十分に取れなかった場合

(2)　審議事項に関係のない発言があった場合

3　本条第３号に規定する発言者氏名の省略又は発言内容の要約を行う議事録若しくはその両方を行う議事録の作成は、会議を公開しない場合、審議経過等を明確で分かりやすく公表するという趣旨を満たすと判断される場合などを想定している。

なお、発言内容をどの程度要約するかについては、当該附属機関の決定によるものとする。

第６条（会議の非公開の決定）関係

1　年度を通じて会議を非公開とすることを決定した場合は、会議開催ごとに非公開の決定を行う必要はないが、状況が変化する場合は、審議内容に応じて決定するものとする。この場合、「審議会等の会議開催予定」（様式１）にその旨を記載し、事前に周知するものとする。

なお、会議を公開で開催中に非公開とすべき情報を扱う必要ができた場合は、非公開とすべき情報を後に回し、傍聴者を退席させてから審議するなど工夫して対応するものとする。

2　年度を通じて会議を非公開とすることを決定した場合は、「附属機関の概要」（様式４）（懇話会・協議会等については、「懇話会・協議会等の概要」（様式５））に、それ以外の場合は、「審議会等の会議開催予定」（様式１）に、非公開理由を記載するものとする。

3　新設又は改選期に当たる場合など、最初の会議で方針を決定するまでの間は、「附属機関の概要」（様式４）（懇話会・協議会等については、「懇話会・協議会等の概要」（様式５））の「会議公開」欄に「未決定」と記載し、「審議会等の会議開催予定」（様式１）は作成しなくともよいものとする。

ただし、最初の会議の冒頭で公開と決定され、最初の会議から公開することが想定される場合は、「審議会等の会議開催予定」（様式１）の「傍聴の可否」欄に「開催時に決定」と記載して提供するものとする。

第７条（公開の方法等）関係

1　本条第２項の規定は、会議室の収容人員等の状況を考慮し、あらかじめ定員を定めることとしたものであり、会議公開の趣旨を踏まえ、できる限り多くの定員を確保することが望ましい。

また、会議公開の趣旨から、傍聴希望者が定員に満たない場合は、会議開始後であっても傍聴を認めることが適当である。ただし、会議開始後の入室により、議事運営に著しい支障が生ずると判断される場合は、認めないことができるものとする。その場合には、「審議会等の会議開催予定」（様式１）にその旨を記載し、事前に周知するものとする。

なお、報道機関用の傍聴席は別に設けることとする。その場合、傍聴前の身元確認及び開催後の円滑な報道対応のために、受付簿を用意するなどして、記者の氏名、報道機関の名称及び連絡先等を把握しておくことが望ましい。

2　本条第３項に規定する審議事項がわかる資料とは、簡単な説明付きの議案リストのようなものを想定している。

なお、会議資料を提供できない場合でも、情報公開条例第５条各号に該当する場合を除き、場所を設けるなどして、閲覧に供するものとする。ただし、資料の映写等により傍聴者への資料配付に代えることもできるものとする。

3　傍聴要領は、別紙１を参考として当該附属機関が定めるものとする。

なお、本要綱の対象とならない懇話会・協議会等を報道機関等に公開する場合も、同様に対応することが望ましい。

第８条（会議開催の周知）関係

会議開催の周知は遅くとも１週間前とするものであり、できる限り早い時期から周知するよう努めるものとする。

第９条（審議結果等の公表）関係

1　「審議（会議）結果」（様式３）の公表予定時期は、あらかじめ「審議（会議）速報」（様式２）に記載するものとする。

2　本条第３項に規定する、県のホームページへの掲載が困難であると認められる場合とは、資料が著しく大量な場合や、有償で販売している図録等を会議資料として使用した場合等を想定している。

なお、所管所属において保管し、県民等の求めに応じて閲覧させることとした場合は、「審議（会議）結果」（様式３）の「会議資料」欄に、公表の方法を記載するものとする。

3　附属機関から提出された報告書等を公表する場合には、「附属機関の概要」（様式４）の「諮問・答申事項等」欄（懇話会・協議会等については、「懇話会・協議会等の概要」（様式５）の「意見を求める事項」欄）に、当該報告書等の名称を記載するものとする。

第10条（附属機関の設置等の見直し）関係

1　社会環境の変化や時代ニーズに即した適切な行政運営を行うため、附属機関についても常に見直しを行うことが必要であり、そのための視点を示したものである。

本条第１項第２号の規定については、設置後10年を経過した附属機関に関して、第３号の規定については、１年以上会議が開催されていない附属機関に関して、設置の必要性を改めて検討するものとする。

2　本条第２項の規定は、法必置機関ではあるが、本県として行政上必要性が乏しいものについては、国に対しその改善を働きかけるものとし、本県としては必要最小限の措置にとどめるものとする。

第11条（懇話会・協議会等の設置）関係

1　本条第２号の規定は、円滑で効果的な運営を行うため構成員数の上限を示したものである。

2　懇話会・協議会等の設置要綱等で定める設置目的については、本条第３号の規定で示した表現のほか、「調停」、「審査」及び「調査」という表現を使用する際は、附属機関と混同されないよう留意すること。

3　懇話会・協議会等の設置要綱等については、別紙２を参考にして、会議の実態を踏まえて作成するものとする。

第13条（懇話会・協議会等の構成員の選任等）関係

1　本条の規定は、懇話会・協議会等の構成員の選任、運営及び見直しについて、県民参加を促進する観点から、原則として構成員の一部を公募により選任することを除いて、附属機関の委員と同様の基準で行うことを基本としている。

2　次の各号のいずれかに該当する懇話会・協議会等で、その性質上、構成員の一部を公募により選任することがなじまないと認められる場合は、公募を行わないことができるものとする。

(1)　特定の個人又は団体等の利害関係に関する意見聴取等を行う場合

(2)　構成員すべてに高度な専門知識等を有することが求められる場合

(3)　その他、構成員の一部を公募により選任することが適当でないと認められる場合

また、緊急に構成員を選任する必要が生じ、公募の手続きを経ることができない場合についても、公募を行わないことができるものとする。

3　前項の規定により公募を行わなかった場合にあっては、「懇話会・協議会等の概要」（様式５）に、その理由を記載するものとする。

4　構成員の公募に当たっては、第４条第１項第４号及び本条第３項各号の規定を踏まえ、県職員、県職員であった者、県議会議員並びに附属機関の委員及び懇話会・協議会等の構成員である者（当該懇話会・協議会等において公募により選任された構成員を含む。）については、募集の対象から除くこととし、募集案内等にその旨を明記する。

5　構成員の公募に当たっての手続きについては、別紙３（公募構成員募集要領）及び別紙４（公募構成員選考要領）を参考にして、所要の規程を定めるものとする。

6　構成員の公募に当たっての募集においては、県民に対する十分な周知期間を確保するとともに、募集案内を県のホームページに掲載するほか、記者発表、広報誌への掲載等、効果的な方法により周知するものとする。

7　構成員を公募したときに、応募者がなかった場合又は応募者が募集定員に満たなかった場合、若しくは選考の結果、適任者を選任できなかった場合については、公募によらず構成員を選任することができるものとする。

8　前項の規定により公募による構成員を選任しなかった場合にあっては、「懇話会・協議会等の概要」（様式５）に、その理由を記載するものとする。

9　構成員の就任依頼に当たっては、辞令の交付は行わないなど、特別職の公務員である委員とは異なることに留意する必要がある。

10　本条第５項の規定は、構成員の選任及び懇話会・協議会等の運営に当たって、用いられやすい表現を例示したものである。

第14条（全庁的調整）関係

1　本条は、第３条及び第４条並びに第10条から第13条までの規定について、適正な執行を図るため必要な措置を講じたものである。

2　本条第３項及び第４項に規定する事前相談については、必ずしも文書によることを要しないものとする。

（附則）関係

平成17年９月１日改正の運用の施行に伴い、「附属機関の会議等の公開に関する指針の運用」は、廃止する。

このページに関するお問い合わせ先

総務局 組織人材部 行政管理課
総務局 組織人材部 行政管理課へのお問い合わせフォーム
団体調整グループ
電話 045-210-2217
ファクシミリ 045-210-8804

神奈川県

このページの所管所属は 総務局 組織人材部 行政管理課 です。

関連リンク

- スマート県庁大作戦の取組み
- 第三セクター等の見直し、経営改善
- 指定管理者制度
- 県主導第三セクター一覧
- 民間活力の活用に関する提案制度
- 指定管理者制度を導入している施設